

飯山市 PR キャラクター「いいやま雪ん子」使用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、飯山市 PR キャラクター「いいやま雪ん子」を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 いいやま雪ん子の使用に関する一切の権限は、市に帰属する。

(対象)

第3条 いいやま雪ん子の使用対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 市の機関及びその関係団体による使用

(2) 飯山市周辺地域の自治体、観光協会、企業等が行う、飯山市の地域振興または観光促進に寄与する事業等における使用

(3) その他、市長が特に認める場合

(使用にかかる手続き)

第4条 いいやま雪ん子を使用しようとする者は、あらかじめ「いいやま雪ん子使用承認申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別に定める図柄を変更及び改変することなく使用するときは、この限りでない。

(1) 市の機関が使用するとき

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

(3) 著作権法(昭和45年法律第48号)で認められている私的利用の範囲内で利用するとき

(4) いいやま雪ん子の着ぐるみを借り受ける者で、当該着ぐるみの出演に係る広報のみを目的として使用するとき

(5) その他市長が適当と認めたとき

2 いいやま雪ん子を営業又は販売物に使用しようとするものは、申請書を提出する前に市長と協議しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、第4条の申請があった場合、次の各号のいずれかに該当するときを除き、
使用を承認するものとし、決定した内容を「いいやま雪ん子使用承認・不承認通知書」(様式第2号)により通知するものとする。

- (1) 飯山市の地域振興または観光促進という主旨に反する恐れがあるとき
- (2) 飯山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、
又は与えるおそれがあると認められるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認められるとき
- (5) その他承認することを市長が不適切と認めたとき

(費用)

第6条 いいやま雪ん子の使用料は、無料とする。ただし、営業又は販売物に使用する場合
はこの限りではない。

(使用する者の責務)

第7条 いいやま雪ん子を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号の事項を遵守
するものとする。

- (1) 承認された用途及び期間のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること
- (3) キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変えるには
すべて事前に市長の了解を得ること
- (4) 原則として、いいやま雪ん子に近接して「飯山市PRキャラクター『いいやま雪ん
子』」又は「いいやま雪ん子」と表記すること
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を市長に提出すること。ただし、提出が困難なものに
ついては、その電子データの提出をもって代えることができる
- (6) いいやま雪ん子を使用する権利を第三者に譲渡してはならない

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すこ

とができる。

- (1) 第5条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき
- (2) 第7条に規定する使用上の遵守事項に違反したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いいやま雪ん子の使用が適当でないと市長が認めるとき

(責任の制限)

第9条 前条の規定により使用の承認を取り消したとき、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 使用者がいいやま雪ん子の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市長は、損害賠償、損失補償及びその他法律上の責任を一切負わない。
- 3 市長は、使用の承認を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、使用に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1. 本要領は令和8年2月1日より施行する。

(第1号様式)

年 月 日

いいやま雪ん子使用承認申請書

飯山市長 あて

申請者住所（所在地）

団体名

代表者名

下記のとおり、「いいやま雪ん子」を使用したいので申請します。使用にあたっては、『飯山市PRキャラクター「いいやま雪ん子」使用要領』の規定を遵守することを誓約します。

記

1 使用対象物件		
2 使用目的		
3 使用方法		
4 使用期間	年 月 日	～ 年 月 日
5 使用数・製作数		
6 連絡先	(担当者)	(電話番号)
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要が分かる資料 <input type="checkbox"/> 使用に係る企画書、見本等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(第2号様式)

年 月 日

いいやま雪ん子使用承認・不承認通知書

(申請者名) 様

飯山市長 (氏名)

年 月 日付けで申請のあった「いいやま雪ん子」の使用申請について、
(承認・不承認)とします。

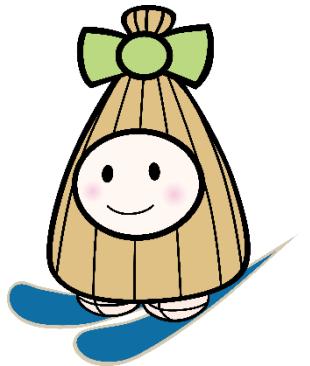
1. 承認

1 使用対象物件	
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5 使用数・製作数	
6 備考	<ul style="list-style-type: none">使用にあたっては、『飯山市PRキャラクター「いいやま雪ん子」使用要領』の規定を遵守すること。「飯山市PRキャラクター『いいやま雪ん子』」または「いいやま雪ん子」のクレジットを、使用画像の近くに表記してください。

2. 不承認

理由 ()

基本イラスト



いいやま雪ん子（アルペンスキーver.）



いいやま雪ん子（クロスカントリースキーver.）



いいやま雪ん子（スキージャンプver.）